

令和4年 八潮市農業委員会2月総会 議事録

1 開催日 令和4年2月25日(金)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所 第二会議室

4 出席委員 8名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子

9番 飯山 敏行

5番 荻野 恭子

13番 鈴木 隆

7番 福岡 達則

15番 松田 淳一

5 欠席委員 7名

4番 渋谷 稔

11番 白倉 正浩

6番 齋藤 富子

12番 鈴木 新一

8番 小倉 雅樹

14番 田中 幸夫

10番 新井 孝美

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

議案第5号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせん(依頼)

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消の件

報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまより八潮市農業委員会2月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となりますが、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置等重点措置の期間が延長されたことから、出席人数を削減するため、案件担当の委員の方と議席番号が奇数の委員の皆様に出席をお願いしたところでございます。

その結果、本日の出席者数は8名となっております。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、11番委員の臼倉委員から欠席の連絡を受けておりますので、よろしく願いいたします。

また、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、引き続き会議時間が必要以上に長くならないよう配慮していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中、2月の総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日も、先ほど局長より話もありましたが、新型コロナウイルス感染者がまだまだ多い状態なので、半分の人数の総会となりますが、よろしくお願いいたします。

お知らせですが、テレビ埼玉に「鬼丸テレビ」という番組がありまして、八潮市の直売所と、福岡達則委員が出演するという事をお聞きしました。福岡委員のところでは小松菜の収穫及び料理の試食をやるらしいので、ぜひ皆さんご覧ください。日程とか詳しいことは後ほど事務局で連絡してくれると思いますので。

それでは、本日も最後までご協力、よろしくお願いいたします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

また、本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

それでは、ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がありましたら、恐れ入りますが、お手を挙げてお知らせいただければと思います。

- | | |
|---|--------------|
| ①八潮市農業委員会 2月総会次第 | A 4 横 |
| ②農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議
について（依頼） | （資料 - 1） |
| ③生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて（依頼） | （資料 - 2） |
| ④農地利用最適化推進 1・1・1 運動推進要領（改訂 5 版） | （資料 - 3） |
| ⑤農地利用最適化推進 1・1・1 運動報告書（委員個表） | （資料番号なし） |
| ⑥サツマイモ元腐病発生に伴うまん延防止対策の徹底について | （資料 - 4） |
| ⑦全国農業新聞記事の写し | （資料 - 5） |
| ⑧追加資料 埼玉県における農業委員会活動の「さらなる取組」
に関する申合せ決議（案） | （資料 - 5 - 2） |
| ⑨令和 4 年度農業委員会総会及び研修会日程表（案） | （資料 - 6） |
| ⑩種苗法改正の周知について（依頼） | （資料 - 7） |

こちらは資料 7 といたしまして、種苗法改正の周知について（依頼）ということで届いたものなので、急遽追加でつけさせていただきました。後ほどご説明させていただきます。

それ以外に、また追加資料で、明日、フレスポのほうで開催されます観光物産フェアについて、直売所の皆様よりご報告ということで、明日 10 時から 15 時、フレスポの 1 階のイベント広場、枝豆ヌーボー祭をやるところですね。それと 3 階の〇〇〇の店舗の前で消費生活展が開催されます。ふれあい直売所の皆さんはその近辺に出店されますので、もしお時間のある方がいらっしゃいましたら、お出かけいただければと思います。

追加した資料を入れて全部で 11 点になるかと思います。

資料の漏れ等はなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 それでは、5番、荻野恭子委員、13番、鈴木隆委員にお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第3号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入ります。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料1と次第の1ページをご覧ください。資料1にございますように、八潮市長から、農用地利用集積計画の審議について依頼がありましたことを受けて、審議するものとなります。それでは、次第の1ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画承認の件。番号1、借受人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、貸付人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇-〇、地目、登記・現況とも畑、地積〇〇平米。同じく〇〇-〇、地目、登記・現況とも畑、以下、3筆ほど続きますけれども、地目は全て登記・現況とも畑となりますので、その先、地目の読上げは省略させていただきます。

こちらの地積が〇〇平米、同じく〇〇-〇、地積〇〇平米、〇〇〇字〇〇〇-〇、地積〇〇平米、合計〇〇〇平米になります。

権利の内容は賃借権設定、5年間の設定となります。申請事由としましては、現在も利用権を設定されている場所です。こちらが今月で5年間の期間が満了ということで、改めて継続されるということで申請されたものとなります。

申出承認の根拠としまして、申請人は認定農業者で、農業専従者は家族2名でございます。年間従事日数が330日が1名、250日が1名、現に耕作に要している農用地の面積、市外、〇〇や〇〇でも経営されているのですけれども、そちらを含めまして〇万〇〇〇平米となります。主な作物は小松菜と枝豆で、主な出荷先としまして直売所やスーパー、軒先販売になります。所有農機具としましては、耕運機3台です。

次に、場所の説明をいたします。隣の2ページをご覧ください。八潮市役所〇側の出口を出まして〇方向に向かいます。真っすぐ行きまして、〇〇〇の〇〇〇のところ、〇〇〇のあるところを〇折しまして、〇〇方向に向かいます〇〇の〇〇に当たるまで真っすぐ行きまして、〇〇の〇〇のところを〇折して、〇〇沿いにずっと〇のほうへ向かって走っていきまして、〇〇の〇側に〇〇〇、〇〇〇と過ぎていきまして、〇〇〇に当たる辺りで〇〇〇沿いの道と〇〇〇の真ん中辺を通ります中道があります。その中道を進みまして約300メートルほど行きますと〇〇〇の〇〇〇が建っている交差点に到達します。そこを左折しまして40メートルほど行きました西側、太い線で囲ってあるところが今回の申請地となります。ちなみに、太く囲った箇所、離れていて、この2箇所だけ見るとちょっと使い勝手が悪いように感じるのですが、斜線になっているところも同じ申請人の〇〇さんが別の方から利用権の設定を受けて耕作していらっしゃる土地なので、比較的集積された、良い環境下で耕作されているような状況です。1枚めくっていただいて、3ページが現況の様子なんですけれども、左側の①〇〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇が白い点線で囲まれた内側の土地となります。手前は同じ〇〇さんが耕作されているのですけれども、別の方から利用権の設定を受けて耕作している場所となります。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の7番、福岡達則委員に、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いします。

○7番（福岡達則委員） 7番、福岡です。

先日、現地調査といいますか、いつも私が仕事をしている近所の方なので、毎日見ているのですけれども、〇〇さんは畑の管理もしっかりしておりまして、仕事のほうも一生懸命やられている方です。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と7番、福岡委員より農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

利用権設定の継続なので、内容は前回と変わっていないので、特に問題はないのかなと思いますし、写真を見ても、ハウスの中は分からないけれども、露地のほうはしっかりやって

ある感じがしていますので、問題はないかという感じがしますけれども、どうでしょうか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 質問がないようなので、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第4号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の4ページをご覧ください。

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇丁目〇-〇、こちらも全部で5筆あるのですが、地目は全て登記・現況とも畑となりますので、その先の読上げは省略させていただきます。まず、〇-〇、地積〇〇平米、同じく〇-〇、〇平米、〇-〇、〇平米、〇-〇、〇平米、〇-〇、〇〇平米、合計〇〇平米、主たる従事者の住所・氏名、〇〇〇-〇-〇、〇〇〇、申出者住所・氏名、同じく〇〇〇-〇-〇、〇〇〇、主たる従事者との続柄は子となります。こちらは、相続により生産緑地の買取りを申し出するため、被相続人の主たる従事者の証明について申請されたものとなります。

次に、場所の説明をいたします。1枚めくっていただいて、5ページをご覧ください。

市役所の〇側の出口を出ましたら、先ほどとは逆に〇方向に向かいます。間もなく〇〇〇の交差点に到達しますが、ここを〇折しまして、真っすぐ進んで、〇〇〇入り口の信号のある交差点からさらに50メートルほど進みますと右に曲がる道路がございまして、ここを右折します。70メートルほどそのまま進みますとT字の交差点に当たりますが、そのT字の交差点を左折して西側に120メートルほど進みますと、ご覧の着色した場所、こちらは八潮〇号生産緑地となります。ちなみに、この着色した部分、左側のほうにちょっと白い点線で囲まれた土地がありますけれども、現在ここを含めまして八潮〇号生産緑地となっております。なので、八潮〇号生産緑地の一部について買取り申出をするため、主たる従事者の証明を申請されたこととなります。

今回、買取り申出をして残った西側の点線で囲まれたところなんですけれども、500平米は切ってしまうんですけれども、現在の八潮の生産緑地の面積の基準は300平米以上なので、

それは満たしているので、残りの部分は今後も生産緑地として残ることになります。現地の様子は、隣の6ページ、このような状況になっております。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の2番、小早川喜一委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いします。

○2番（小早川喜一委員） 2番の小早川です。

先日伺いまして現地を見てまいりました。その写真にあるような状況でございまして、夏、秋野菜を収穫した後は、現在は作付されているものはありませんが、的確に管理されているなどというのは分かりました。

そんなところですよ。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と2番、小早川委員より生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

ちょっともう1回確認したいのですけれども、ここは、残るほうは生産緑地を指定するということ。

○事務局 指定するというか、この先買取り申し出るのは、この点線の中なので、その手前はそのまま生産緑地です。一部解除です。

○9番（飯山敏行委員） 一部解除、分かりました。

○議長 仮に300平米を切っちゃった場合は、残りの生産緑地はどうなりますか。

○事務局 俗に言う道連れ解除ということで、要件を満たさなくなりますので、生産緑地ではなくなってしまいます。

○議長 ああ、そうなんですね。

ほかに質問はございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第5号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第5号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせん案件（依頼）について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の7ページをご覧ください。資料2のほうも併せてご覧ください。資料2、八潮市長から、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて依頼があったことを受けて、議案に上げたものとなります。

議案第5号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせん案件、次のとおり依頼したい。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、○字○○○-○、登記地目、田、現況地目、畑、地積○○平米、こちらは仮換地先が○○街区○画地、○○平米、用途地域が第二種中高層住居専用地域となります。土地所有者住所・氏名、○○○、○○○、買取り希望価格、○○○万円、こちらは平米当たりの単価にしますと約○万○○○円、坪当たりに換算しまして約○万○○○円となります。参考までに、近隣の地価調査価格としまして○○○字○○○番○、こちらは資料2の裏面のほうに場所が出ておりますので、資料2の裏面の右上の八潮（県）○というところですが、この場所で平米当たり12万5,000円、坪当たり41万3,223円となっております。

同じく参考までに、近隣の地価公示価格としましては、こちら資料裏面の八潮○のところ、左側のところ、○○○丁目○番○になりますが、こちらで平米当たり16万1,000円、坪当たり約53万2,231円となっております。

買取り申出の生じた日及び理由は、平成○年○月○日、主たる従事者の死亡となっております。

こちらの場所なんですが、こちらは平成30年12月に農業委員会で主たる従事者の証明をした場所となります。通常主たる従事者の証明をした後、二、三か月で買取り申出をされるのですが、こちらは区画整理事業の進捗状況の影響を受けまして、詳細な理由は分かりませんが、当初の仮換地先が、こちらの下水道とか水道、そちらの整備が遅れていてなかなか使えない状態だったので、ずっとこちらが使えるようになるのを申請者は待っておりました。ただ、いつになっても整備が進まないのでも、これを何とかしてほしいということで、このところで換地変更をして、使える場所に仮換地先が変更になりましたことを受けて、やっと買取り申出することができましたということでちょっと時間がたっております。

場所のほうは、隣の8ページで説明いたします。今度は市役所の○側の出口を出まして、真っすぐ○○○まで行きます。○○○に当たりましたところで左折しまして、○○○方向に向かってずっと進んでいきます。そして○○○の○○○に到達したところからさらに650メートルほど○○○方向に進みますと、8ページの地図にありますように、こちらの右上です。○○○のところに○○○がある交差点に到達します。

ここを右折して、西方向に向かいまして130メートルほど進みますと、○○○と並行した

〇〇〇に当たります。この交差点を左折して、〇〇〇に向かって70メートルほど進んだところを右に曲がりましたところ、この着色した場所が今回の申請地、〇〇街区〇画地です。この点線のもとにあるところが元あった生産緑地の場所なんですけれども、こちらは区画整理事業における〇〇〇ということで、この間現地を見に行きましたら、従前地のところはもう造成が始まっておりました。

現地の様子は、1枚めくっていただいて、9ページのこのような状況になっております。

説明は以上になりますが、もし皆様の担当地区で購入を希望される方がいらっしゃいましたら、次の総会までに事務局のほうまで連絡いただきたいと思います。以上です。

○議長 ただいまの説明で、何かご質問、ご意見はございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 なければ、次にまいりたいと思います。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について17件、報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消の件について1件、報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について1件ございますが、今月も会議時間短縮のため、読上げはなしといたします。今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いいたします。10ページから17ページになります。

———— 資料確認 ————

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

ありませんか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりいたします。

後で気がついたら、最後のその他のときに質問していただきたいと思います。

◎協議事項

○議長 次に、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、報告事項が1件、協議事項が1件ございます。

初めに、依頼事項1件目、農地利用最適化推進1・1・1運動の報告書につきましては、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3とその後ろの農地利用最適化推進1・1・1運動報告書、こちらをご用意ください。こちらは6月の総会で皆さんにお願いしたものですけれども、提出の締切りが来月となっておりますので、まだ出されていない委員さんに対しましてよろしく申し上げますということで、今回全員にお配りするのですけれども、用意させていただきました。委員さんが農地利用最適化に向けて、一人一人が1年間で1事例の取組を行うように活動をしていただく、その報告をしてくださいというものなんですけれども、こちら資料3の後ろのほう、5ページに記入例、これはちょっと理想的なんですけれども、こういう形で書いてくださいということと、参考に後ろにつけた資料は、7ページがこれは去年、各農業委員会から報告された報告書で、八潮市と近い北足立郡と南埼玉郡、北葛飾郡の市町の例を参考までにコピーして載せました。同じく後ろの9ページは、こちらは同じ郡におけます各市町の委員さん個々の優良活動例です。各所1個、農業委員会の活動例と代表的な委員さんの活動例の2種類を県に報告することになっておりますので、それをまとめたものとなっております。こちらを読んでいただき、参考に書いていただければと思います。必ずしも立派な成果につながってなくても構いませんので、何かやっている途中経過とか、そういった形でも構いませんので、記入していただいて、来月の総会までに提出いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 ただいまの1・1・1運動報告書の提出につきまして、何かご質問はございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、皆さん、3月の総会までに提出されますよう、よろしくお願いいたします。

次に、依頼事項2件目、サツマイモ元腐病発生に伴うまん延防止対策につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料4をご覧ください。こちらはサツマイモ元腐病というのがはやっておりまして、注意してください、そういうものなんですけれども、サツマイモの元腐病といいますのはカビの一種で、かかってしまいますと地面の際の辺りから茎が枯れて芋が腐ってしまう病気で、そのまま畑に放置しておきますと雨などの影響で周囲にどんどん伝染していってしまうものです。また、土の中で残渣として残ったままになっていると、そのまま越冬してしまうということです。近年、主に南九州地方で確認されていた病気だったのですが、今では全国的に広がっておりまして、その原因の一つとしましては県外から持ち込まれた種芋とか苗が感染

していたことが挙げられているところですが、埼玉県内でも昨年8月に発生が確認されました。南西部のほうですけれども、なので、十分注意してくださいというお願いになります。

資料の後ろのほうは、注意する点や病気が発見された際の対応などが載っていますので、後でご確認いただければと思います。また、お時間がありましたら、埼玉県や農研機構のホームページなどにも詳しく載っていると思いますので、そちらもご覧いただければと思います。既にJAや種苗取扱業者などに対しては文書で対応依頼済みということですが、もしサツマイモを取り扱われる際は十分ご注意くださいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長 ただいまの説明につきまして何かご質問ございますか。

○9番（飯山 敏行委員） ジャガイモはどうなんですか。

○議長 ジャガイモはどうですか。

○事務局 サツマイモの病気で、ジャガイモに移るという話は聞いておりません。これからジャガイモを植えると思うけれども、ジャガイモはよくカットしたときに、要は種芋を植えるときにそういうカビみたいなものがあるというので、よくそのときに石灰をつけたりしますよね。そういうときに起きるといっているのは聞いていますけれども、元腐病はジャガイモでは聞いてはおりません。同じようでも、サツマイモとジャガイモは種類が違うので、サツマイモを植えたところにジャガイモは植えられるのですけれども、ジャガイモの連作は駄目です。

○議長 ということです。

ほかに質問はございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 なければ、次に報告事項、資料5の全国農業新聞の記事につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 少しお時間をいただきまして、ご説明させていただきます。

こちらは新聞をまず見ていただきたいのですが、こちらは2月11日に全国農業新聞に出たものを抜粋したものををご用意させていただいております。

こちらは、各農業委員会が、平成28年の改正農業委員会法の大綱から出たもので、先ほど1・1・1運動のお話が28年4月というのがあったと思うんですが、農地利用の最適化という運動が国のほうで始まったときなんです。そのときに進められたもので、これは新たに法令業務となった農地利用の集積、集約化の推進など農地利用最適化について今まで推進したところがございますが、令和3年6月18日に農水省から各市町村の農業委員会に対しまして、全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を改めて定めるとともに、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価した上で、その結果を公表する仕組みを構築するよう閣議決定されました。これが昨年6月18日に閣議決定されまして、この閣議決定を受けまして、

令和4年2月2日、今月の2月2日に国が農水省ガイドラインというのを新たにつくりましてそれを発出したもので、その内容がこの新聞に書かれているものでございます。

ちょっと新聞のほうを読ませていただきますと、「農水省は2日、農業委員会が実施する農地利用最適化活動の目標設定や活動記録の具体的な方法などを示した通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」を経営局長名で発出した。農業者の減少や高齢化の進展により最適化活動の重要性が高まっていることを背景に、最適化活動のより一層の見える化を進めていく狙いだ」ということでございます。

通知では、年度ごとに最適化活動の目標を設定しまして、その活動内容を記録し、活動結果を点検・評価や公表を行うよう求めているものでございます。

設定する目標といたしましては、成果目標と活動目標を掲げることとされておりまして、このうち成果目標は農地の集積、遊休農地の解消、農地所有者が新規就農者に貸し付けることを同意した面積について、具体的な数値目標を定める。また、活動目標では、農業委員・農地利用最適化推進委員——八潮では農業委員の皆様が兼務されておりますが、最適化活動を行う日数や集中して活動を行う強化月間を具体的に設定することなどを求められております。

最適化活動などを行う日数については、成果目標の達成に向けてふさわしいものとなるよう、農業委員会系統組織統一の取組として、地域の実情も勘案しつつ設定することを求められております。

活動の強化月間につきましては、毎年3か月以上、ですから、100日くらいですか、設定を求められております。

また、活動記録につきましては、最適化活動を実施した月日、場所、相手、内容などを具体的に記録簿に記入する。その点検・評価については、年度ごとに農業委員・推進委員が自ら行っていただきまして、また、農業委員会としての評価を取りまとめる。

このような通知がありまして、通知では、農業委員と推進委員の役割分担を明確にした上で、農業委員、推進委員が密接に連携し、最適化活動に取り組むことを求めている。併せて、総会で農地の権利移動許可などを審議する際には、地区担当の推進委員が出席して意見を述べるのが適当との考えが示されたものです。

同通知は、令和3年6月に閣議決定され、規制改革実施計画において全ての農業委員会で最適化活動の目標を定めることや、推進委員などが活動を記録して農業委員会が毎年度、評価・公表を行う仕組みを設けることを求めていることを受け、同省が内容の検討を進めてきたものということで、今回、これのガイドラインが出たということになります。

これは、今まで、担い手がいなくなるということと遊休農地がどんどん増えていくということもあって、平成28年度に最適化推進運動という形で始まりまして、1・1・1運動だと

かを進めていただいていたのですが、国としてはなかなか目標の集積、集約が進んでないということを判断した上で、今回、このようなガイドラインが出たというような形になっております。

これにつきまして、もう少し説明させていただきますと、2月10日に埼玉県の市町村農業委員会会長・事務局長会議というのが行われまして、オンライン会議で開催されたということ、その中で説明がありましたので、少しその内容をご説明させていただきます。

先ほど話に出ておりました平成28年の農業委員会法の改正によりまして、農地利用最適化について、担い手となる農業者に8割の農地を集積させるという目標が国で掲げられておりました。なかなか実現までに至らなかったという状況にあります。そこで目標達成に向けまして、ガイドラインを出して取り組んでいただきたいとのことでございます。

説明では、各農業委員会におきまして、とりあえず令和4年、令和5年にはガイドラインに基づいて進めていただきたいということで、ガイドライン、これは改めて詳細はご説明させていただきますが、令和6年度からは「人・農地プラン」の法定化が行われるということで、これはなぜかという、国が示したものが令和4年、5年でとりあえず進んでほしい。令和6年には、今の国会で、多分6月くらいに国会が終わるのだと思うんですが、そのときに農地法とかの、基盤強化促進法ですか、法の改正がありまして、今まで「人・農地プラン」というものがあつたのですが、「人・農地プラン」というのは、今度法定化、義務づけされるような形に今進められているそうです。そうしますと、八潮市は中川農地が「人・農地プラン」の中に位置づけられてきて、集積、集約化、担い手を入れて遊休農地を減らしていきながら、良好な農地を残していくというような考え方が出てくるのかなと思います。

そういう意味では、今度6月の国会で「人・農地プラン」の法定化に伴いまして法の改正が行われまして、各農業委員会におきましては、各地域の状況に合わせた集積目標を見直しして取り組んで欲しいということで県のほうから説明されました。

ですから、令和4年、5年につきましては、全国で金太郎あめではないですけども、同じような目標で進むのですが、令和6年以降は各地域の実情に合わせた目標を作って進んで欲しいということだそうです。

ちなみに、「人・農地プラン」とはどういうものかという、初めての方もいらっしゃるかと思います。国では、農業の担い手の高齢化や後継者不足、また耕作放棄地の増加などが見受けられます。人と農地の問題を解決し、持続可能な力強い農業を実現する必要があると考えております。

そこで、これらを解決するためのプランとして、それぞれの地域において、十分に話し合いを行いまして、地域の課題、問題を解決するため、将来の農業の在り方や農地集積、集約化に向け、農家の意向を把握しまして、農地の効率化を行うことを目標とした「目標地図」

——色分けした地図なんですけれども、その地図を作成することなどを含めたものが「人・農地プラン」ということで言われております。

次に、本日お配りしました資料5-2をご覧くださいと思います。

こちらは、先ほど申しあげました2月10日に行われました埼玉県市町村農業委員会会長・事務局長会議におきまして審議された、埼玉県における農業委員会活動の「さらなる取り組み」に関する申し合わせ決議でございます。案となっておりますが、2月10日の会議におきまして、会長さん、または事務局長出席の中で承認されておりますので、現在は案が取れております。

こちらを読ませていただきます。

埼玉県における農業委員会活動の「さらなる取り組み」に関する申し合わせ決議、令和4年2月10日、市町村農業委員会会長・事務局長会議ということで、農業委員会組織は、平成28年の改正農業委員会法の施行から、新たな法令業務となった「農地利用の最適化」に組織を挙げて取り組んできました。

特に、「人・農地プラン」の実質化に向けた地域農業者の意向把握や、話し合いへの参加をはじめ、農地パトロールによる遊休農地の発生防止・解消、担い手の確保・育成等と農地の利用集積を全力で推進してきたところです。

一方、農業従事者の高齢化と後継者不足が進む中、今後は、これまで以上に地域・集落において徹底した話し合いを重ね、今後の農地利用の在り方を検討していく必要があります。

このため、我々は、地域の実情を踏まえた目標設定や、農業委員会活動の「見える化」の一層の徹底により、「農地利用の最適化」の取り組みをさらに進めるため、下記の事項を申し合わせ、決議する。

記

1、農業委員会及び農業委員・農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じた具体的な活動目標を設定し、点検・評価を実施しながら、地域の問題解決に取り組むこと。

2、人・農地プラン（目標地図）の法定化を踏まえ、農業委員・農地利用最適化推進委員は、従来にも増して担当地区における農業者・農地所有者の意向の把握に努めること。

3、農業委員・農地利用最適化推進委員は、日常に行っている地道な農地利用最適化の取り組みも記録に残し、全ての活動の「見える化」を徹底すること。

ということになっております。埼玉県におきましても、こちらの農地利用最適化について取り組んでいく決意を示されたものでございます。

国は、日本の自給率が低いと、皆さんも御存じかと思いますが、農業の担い手が減ってきていますので、農業に意欲のある方に、農地を集積、集約化し、大きな区画にしまして、スマート農業、機械化などを活用して効率的な農業経営を進めていく必要があると考えたとの

ことだと思えます。

農業委員の皆様におかれましても、改めまして、今後の日本の農業のために引き続きご尽力賜りますようお願いできればと思えますが、先ほど農業委員会会長会議・事務局長会議で出てきた3か月という話ですが、これは改めてやっていただくことではなくて、県や国の方も言っていました、今まで農業委員の皆様も畑に行くとか、近所の農家の方と話をして、ちょっと状況を聞いたりすることなど今までもあったと思うんです。そういう活動を今までは書いてなかったのですが、それを今度は記録として残してほしい。要は畑に行く途中で、今日、作付はどうか、ちょっと寒いけれども、どうだいという話をした。そのときに作付状況を確認したとか、そういうことを記録に残してほしいということです。今まではそれを残してなかったんで、上のほうの国の人たちはあまり活動しないのかなと思われていたのですね。そうではなくて、今までやっていることをそのまま記録に残してほしいということで、例えば農地の自分の畑に行くときに、ぐるっと回るときに、いつも行く道からちょっと外れたところを通ったときに、農地パトロールは今農業委員会では年に何回かやっていますけれども、それが毎日行くのも農地パトロールなんだということで、パトロールに行ったと形にして書いていただくといいと思えます。

今まで日にちは丸1日というイメージがあったのですが、例えば10分でも15分でも行ったものは1日と見るという説明がありました。ですから、私がこういう説明を言うと、何だと思いかもしれませんが、今までやっていることを今度は記録に残していただければと言っておりました。改めてまた県、国からいろいろな話が出るかと思えますが、この件はこの間の会議でも、あと新聞にもありましたので、今回時間をいただいてご説明させていただいたものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますか。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

今、恩田事務局長が言ったとおり、書いて残せということなんですけれども、それは何かノートを作るのでしょうか。やったら、農業委員会の活動記録日誌に書くのか、何か決まった方法がありますか。

○事務局 これは、国、県から具体的に示されたものはないのですが、先ほど2月末にガイドラインが出るということで、国から各都道府県に通知されました。この間、10日に私たちも県でそういう会議があったということなので、これから具体的なことが出てくるのかと思いますので、わかり次第、また皆様のほうに報告させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○13番（鈴木 隆委員） 分かりました。

○議長 ということは、次の報告を待ってから記録を始めればいいということですか。

○事務局 そうですね、具体的には……

○議長 恐らく4月。

○事務局 そうですね、4月以降になろうかと思います。

○議長 4月くらいかなと。

○事務局 そうですね、今年の4月くらいからそういう話が出てくるかと思います。具体的に確かな説明がそこまでなかったもので、また出てき次第、次の3月のときにでも分かれば、またご報告したいと思います。

○議長 改めて記録するものがなければ、先ほどの活動記録セットに、そこに記入したらいいのではないですか。

○事務局 恐らくですけれども、あの活動記録日誌を使うことになると自分は思っているんですけれども、せつかくあるものですから。

○13番（鈴木 隆委員） 書くところがいっぱいありますからね。

○事務局 今日のところは、今こういう動きがあるということを確認していただければと思います。

○13番（鈴木 隆委員） 分かりました。

○議長 ほかに質問ございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、次にまいります。

協議事項、令和4年度農業委員会総会日程案について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料6のほうをご覧ください。

令和4年度農業委員会総会及び研修会等日程表（案）ということで、来年3月までの予定のほうを作ってみました。

まず、4月25日、月曜日、市議会委員会室（3階）、（仮予約）となっていますところをご覧ください。こちらは第二会議室が取れませんでしたので、市議会の委員会室のほうを借りております。

続きまして、今回25日を中心に取りましたところ、お休みの関係で、25日ではない日があるかなりあります。10月24日なんですけれども、25日の会議室が取れない都合上、23日の日曜日の市民まつりの翌日となっております。10月は例年県外視察研修を実施する予定をすることが多い月となっております。

それから、12月23日は、25日から前倒ししています。

2月22日なんですけれども、2月は天皇誕生日、23日がお休みなので、祝日と土日を避けて前倒しで、22日となっております。

来年の3月24日につきましては、まだ予約ができない関係上、来年の3月については未定という日程表になっているところですが、皆さんいかがでしょうか。何かありましたら、お願いします。

○議長 ただいまの説明について何かご質問ございますか。

ちょっと10月が問題だと思うんですけども、23日市民まつり、次の日、県外研修……、問題ないですか。

それでは、次にまいります。

資料7のほうで、事務局でお願いします。

○事務局 それでは、資料7をご覧ください。

こちらは、本日、埼玉県のほうから通知が届きまして、埼玉県農林部生産振興課長より種苗法改正の周知について（依頼）ということで通知がありました。

平素は県農林行政の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。

令和2年12月の種苗法の一部改正に伴い、登録品種については、育成者権者による種苗の海外への持ち出しや栽培地域の制限が可能となり、自家増殖については、令和4年4月から育成者権者の許諾が必要となるなどの変更がされました。

法施行にあたり、令和4年1月に埼玉県登録品種の自家増殖の取扱いについて決定し、周知を図っておりますが、広く県内生産者等へ周知を図る必要があると考えております。

ということで、こちらは種苗法の改正の通知なんですけど、ページをめくりまして、埼玉県の作りましたチラシのほうをご覧ください。

種苗法改正に伴う埼玉県の対応についてということで、県ごとに取扱いというのをこのように日本全国で定めているようです。

まず、種苗法改正の概要ということで3点項目がありまして、登録品種について、育成者権者が種苗の海外への持ち出しや国内での栽培地域を制限できるようになったということです。次に、「登録品種である旨」「輸出や栽培地域の制限がある場合その旨」を種苗の譲渡時などに表示することが義務化されます。次に、登録品種の自家増殖に育成者権者の許諾が必要になりますという、こちらの3点が今回の種苗法の改正の大きなポイントのようです。

ですので、この3つを、まず最初は海外への対応ということです。2つ目は登録品種であるということを表示しなければいけない。皆さんに知らせないといけなくなったということと、3点目は登録品種だと許諾が必要になるということです。

ページをめくっていただいて、2ページをご覧ください。埼玉県が登録品種に決めた品種というのは、ここにあるもののみです。ということで、稲とか茶、イチゴ、シクラメンで、さらに品種ごとの登録商標の商標名がこのものというふうに決まっているようです。

次の列の自家増殖、埼玉県内は可ということは自家増殖していいですよ、県内は許諾が要

りませんからというふうに埼玉県は決めたということです。

ただ、それによると、県外で自家増殖することはできませんとできますとが混在しています。お茶の欄を見ていただくと、県外で自家増殖していただいているいいですよとした場合には不要なので要りませんよ、そういうことをいろいろな県は決めて、ホームページなどで発表しているようですので、皆さん、確認をしてください。

最後に、自家増殖という言葉なんですけれども、もともと種苗法は昭和の時代からあって、農業者が正規に購入した登録品種の種苗から出た収穫物の一部を自らの経営に限定して使用する種苗に転用するというのは、そういうことが自家増殖というふうに言われていましたけれども、今度はそういう自家増殖についても許諾が必要になるというのですが、全ての種苗に必要であるわけではなくて、育成権者という、種をもともと権利を持っている方が、それは許諾が必要ですよとか、決められるようになったということです。品種を見ていただくと、皆さんに関係するのはないのかなと思うのですが、今後登録品種、ブランド物を何か作られるときは気をつけていただくほうがよいのかなと思います。以上になります。

○事務局 ちょっと補足させていただきますと、この法律がなぜこうなったかという、新聞にもいろいろたくさん出ているのですけれども、シャインマスカットというブドウがありますけれども、これが今海外にたくさん出ちゃっているんですね。これがおいしくて、果実もよくてということで、海外ではすごい高いですよ。だけれども、この法律ができる前だったので、みんな種とか苗を持って向こうで作って、自国製のシャインマスカットだとして売っているんです。名前はシャインマスカットではないのかもしれませんが、要は国とか各都道府県、彩のきずななんかも埼玉県の研究所でつくって、県内の農家の方の米つくりにというので作った米なんですけれども、埼玉県内では自由に使っていいことになっているんですけれども、これが今度は外へ持ち出すことは駄目なんです。そういうのを法律で決めましょうとなったのです。

ですから、勝手に持ち出してはいけません。海外へ持っていくのは、今までは無条件持ち出しだった。ただ、ちゃんと作った会社の人とか作った人がどこの国へは持って行っていいよと許可を出したところへは持っていけるけれども、ほかは持って行っては駄目ですよ。持っていくときはちゃんと許可を取りなさいとなります。

種にはそれぞれ商標登録みたいなのがあって、30年過ぎちゃうと一般の種になるので、別に自家増殖して野菜を売っても構わない。だから今の自家増殖というのは、登録されたものは自家増殖、自分に食べる分にはいいんです。でも人に売るときは駄目なんです。これが微妙に違うのですね。

○議長 要するに許可を得ればいいわけでしょう。

○事務局 許可料を払うのですけれども、登録されているものは、登録されているかどうかと

いうのを確認されたほうがいいかなと。ただ、今多くの皆様が作っていらっしゃるの、種を買ってやっています。ですから、皆さん、直接には影響がないのかと思うんですが、ただ、中にはちょっと珍しい物を作って、種を取って、また毎年やっていくという人とか、あと田舎のほうに行くと、昔から持っている種をずっとやっているのがあるんです。それもそのままいくと持っていかれちゃったりする。登録しなさいよ、登録するとお金がかかる。その辺がいろいろ賛否両論あるんです、法改正の中でいろいろあるんですが、そういう意味では種苗法がこれから変わりますから、もし種で自家増殖するときとか、何か変わったものをやるときはちょっとお気をつけていただきたいというお話をさせていただいたところです。県から皆さんに周知してほしいという話がきたので、今日時間をいただいて周知させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

○3番（大野 ヒロ子委員） 罰則とかあるんですか。

○事務局 多分あると思います。罰金みたいなことなんですけれども……。

この中で、埼玉県で作ったものは埼玉県の農家の方が使える、そういう権利があるんです。これがイチゴだとか、山口県で作ったイチゴをこっちでやっちゃったりすると駄目なんで、そういうのもあるので、たしか罰則だった。

よく花なんかは、ネットの通販でいろいろな花、例えばシクラメンとか、ここにありますがけれども、花なんかも本当はさっき言った商標登録がある間は挿し木したりするのを売ってはいけませんけれども、通販業者から、これは違反ですから、取り下げてくれとか、そういうチェックがあつたりするんです。種なんかでも、多分種を売ろうとするときにその種が登録されているものと駄目だという、そういうチェックしてくれるかどうか分かりませんけれども。

○事務局 罰則ですけれども、海外への持ち出しをしたときのどういう刑がかかっているかということで、個人であれば10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、法人であれば3億円以下の罰金がかかりますというふうに書いてあるみたいですけれども。

○事務局 それが手数料とか、実際に開発した人は何千万、何億というお金をかけて新しい品種を作っているんです。それが簡単に持ち出しされちゃったのが現状なので、そういう人たちを守ろうということなんです。先ほど言ったように我々が買うときには高くなっているのではなくて、多分それが均等に、我々が買えないと結局作った人だって売れないとお金にならないので、我々が買えるような範囲で値段を設定されて売っているのが現状なので、特にお金に対してということはない。ただ、こういうのが新しくできたので、今罰則もあるので、実際に作られている皆さんについてはお気をつけていただきたいということがあるかなと思

いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、以上でその他は終了といたします。

最後になりますが、次回の日程について、事務局にお願いします。

○事務局 次回は令和4年3月25日金曜日、午後2時より、次は場所が八潮メセナの3階のほうになります。メセナ3階の大きな会議室で開催します。

出席人数につきましては、コロナウイルスの影響が心配される場所ではございますけれども、比較的広さの取れる会場となりますので、全員出席での開催を予定しております。また開催日が近づきましたら、改めて文書で通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま事務局より3月の総会のご案内がありました。

それでは、最後に皆さんから全体を通して何かありましたらお願いします。

事務局で、お知らせ。

○事務局長 先ほどの繰り返しになりますけれども、農地利用最適化推進委員の1・1・1運動の報告でございますが、来月の総会までに、まだ提出されていない皆様はそれまでに提出いただきますようお願いいたします。

また、水田の営農計画書についてでございますが、2年前までは3月の農業委員会が終わった後に、その場で都市農業課が水田推進会議を開きまして、委員の皆様へ水田営農計画書の配布と回収をお願いしてきたところでございますが、昨年からは営農計画書を郵送により配布と回収することにいたしましたので、皆様へお願いすることはございません。今年も3月の中旬ごろに該当者の皆様へ郵送で発送する予定でございます。なお、知り合いの方から問合せがありましたら、その際お伝えいただければと思います。

また、1月14日から2月14日まで行いましたコロナ禍による農業経営者支援給付金についてでございますが、締切りとなりまして、振り込みは来月させていただきます、最終的には86件の申し込みがあったかと思っております。給付につきましては書類の審査を行いまして、2回目の振り込みを3月8日あたりを見込んで今準備を進めているところでございます。

それと先ほどのテレビ番組の取材についてでございますが、テレビ埼玉「鬼丸テレビ」が八潮市の野菜を取材ということで、福岡委員が撮影に協力いただきまして、2月18日に八潮市ふれあい直売所と、これは松田委員に応援いただいたりして、二丁目堤外の福岡委員のご自宅のほうで撮影がありました。放送につきましては、先ほどありましたように3月7日と3月14日、月曜日に予定されております。これは毎週月曜日21時45分から21時55分、埼玉テレビで放送されておまして、3月7日は直売所の放送になります。3月14日が福岡委員ということで撮影が行われました。21日、28日につきましては八潮市内のプレイゲームセンターということで、2周年記念となるということで、3月いっぱい、八潮市のことで行わ

れますので、お時間がある方はぜひご覧いただければと思います。

また、もう一つ、今追加でお配りしたところでございますが、今日、本人がお休みですが、日本農業新聞2月9日付で発行されたものの抜粋でございます。臼倉委員のところが出ておまして、社員の意欲を高めるということで、これは能力や業績に応じて評価し、賃金や昇進に反映することが従業員の働く意欲の向上や成長、職場への愛着につながるということで、このような評価制度を行いまして取り組んでいるという事例が新聞のほうに掲載されましたので、後ほどご覧いただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これで議長の席をおろさせていただきたいと思います。皆様ご協力、ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでございました。また、委員の皆様におかれましては慎重審議いただきまして誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長職務代理 委員の皆様にはご多用な中を2月総会にご出席をいただきまして、慎重なる審議をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの種苗法にありましたように、この表に出ているのは埼玉県が開発した品種でございます。イチゴのかおりんとかあまりんとか、これは県外へ持ち出しを禁止しますと、この品種を広く事業計画の軌道に乗るとするのがなかなか難しい、技術に関することがあるのでございますけれども、長野県が開発したブドウですね。これは最初は持ち出し禁止だったんですけれども、長野が他県でも栽培していいよということにしてみたいです。一方、かんきつ類で申しますと、愛媛の紅まどんな、あれは持ち出し禁止です。それから、寒天もそうだと思います。それを海外に持ち出さなければいいですけれども、海外へ持ち出されて、日本の輸出した品物が被害を受ける、損害を受けるということが多々発生しているので、そこら辺のところの問題になっていると思います。

余計なことですけれども、明日から寒さも緩んで、一層春めいてくるようでございます。皆様、どうぞ健康には留意されて、また活動なさっていただきたいと思います。

以上をもちまして、2月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。それでは、これにて散会といたします。
皆様大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 3時 20分